

(仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書  
三重県環境影響評価委員会小委員会 (第2回) 質疑概要

日時：令和元年8月22日(木) 10:00～

場所：JA 健保会館 中会議室

委員：悪臭について、影響が少ないため事後調査はしないこととなっていますが、特定悪臭物質によらない生活の中で出てくるにおいや、食品工場で作られた物のおいがあると思います。それは、通常であればいいにおいかもしれませんが、工場から大量に出てきてしまうと、悪いにおいではなくても配慮が必要になる場合があります。そこについて、対策等や誘致企業にお願いすることはあるのでしょうか。

事業者：悪臭であろうといいにおいであろうと、基本はにおいを外に出さないように室内を負圧にすることや、脱臭装置を付けるといった対応になると思います。実際いいにおいであっても、外に漏れることで苦情になったケースの調査をしたりするのですが、実際出ている臭質がどのようなものか確認した上で、それぞれのケースで対策を検討していくこととなります。そのため、例えば苦情が出た場合の窓口を協定の中に記載するといったこともあるかと思えます。

委員：誘致企業というのはどのように決めていくのですか。悪臭に限らず、いろいろな環境負荷の低減についても考慮して、選別をしていくことになるのでしょうか。

事業者：誘致企業につきましては、現時点では決まっておられません。今後、地権者の同意を得た企業のみが進出するという形になります。菰野町長からも低公害型の企業誘致に努めるなど生活環境に配慮したものにしてくださいという意見をいただいております。住民説明会での意見、聴取会での意見も含めて、いろいろな意見をいただいている状況であることを伝えた上での、企業選択になるものと考えています。

委員：そうすると、具体的な企業名は評価書には記載されないのですか。

事業者：具体的な企業名については記載されません。これから組合を立ち上げていきますので、組合が立ち上がってみないとどのような企業が来るということは具体的には申し上げることができない状況です。現在、業務代行方式という方法を使っており、業務代行予定者候補者に1企業体(2社)が手を挙げていただいている状況で、企業の誘致についてはその候補者にお願いするといったことも考えられますが、最終的な決定は地権者になりますので、組合ができた後に具体的な企業が決まってくる。

委員：聴取会での住民の意見や、菰野町長意見を見ても、この事業を行った後に住民生活がどうなってしまうかが一番懸念されるところで、特にこの地区が森林や里山といったように生物がすごく多様である場所ではないので、この種をとか、この重要種をどうするかということよりも、近隣に住んでいる住民に不利益がないように配慮しなければならないと思います。前回の小委員会で指摘がありましたが、ニホンザルやイノシシや

ニホンジカによる獣害がどうなるのかというのは住民にとってはすごく不安なものがあると思います。

しかし、一方で全く重要種がないわけではなく、哺乳類であればニホンリスであったり、鳥類であればノスリやオオタカといった重要種もおります。ほとんどの予測で周辺地域に類似の環境があることから問題ないだろうとなっておりますが、重要種がその後どうなっていくのかモニタリングをしっかりとやらないといけないのではないかと思います。その結果を受けてどうするかということは考えていかなければならないのですが、この事業をする上で、事後のモニタリングを実施して保全に努めていくという状況にしなければならないと思うのですが、そのことについて考えをお聞かせください。供用後、重要種に対してどう対処していくのか、できればモニタリングをして、さらにその後の環境保全措置を考えていただきたいという意見なのですがどうでしょうか。

事業者：希少種については、基本的に計画地内でのみ、もしくは計画地内で多く確認されたものに対して移植等の対策をすることを考えておまして、具体的にはコ克蘭とコブシの移植を行い、その活着状況についてモニタリング調査をする計画としております。事業地内で確認回数が少ないものや、営巣等はしていないけれども周辺にいる重要種への影響については、確認回数が少ないことと営巣の確実な場所等が確認されていないので、それらのモニタリングまでは考えてはございません。

委員：毎回そういう話になるのですが、例えば遭遇頻度が少ないものに関してはそれでいいのかもしれないですが、調査した時に遭遇頻度が高い鳥や動物、昆虫については全部でなくても、植物の2種以外もモニタリングしていくといった姿勢は必要なのではないかと思います。

事業者：私共の予測、評価において、緑地等を作ることで一部の生物は生息が回復することとなっていることから、確認のためのモニタリングをするように、県みどり共生推進課から意見をいただいています。そのため、新たに作る緑地それから残存する緑地について、ある程度の期間のモニタリングを考えていますので、その中で今までの調査で見つかったものについて、どの程度回復したのか見ていけると考えています。

委員：ぜひお願いします。そのモニタリングの結果、あまり回復が見られなかったり、とても獣害が多いということになると、誘致企業が追加の措置を担っていくのですか。

事業者：モニタリングの段階になりますと土地区画整理組合も解散していますので、緑地を保全するという協定に基づき、誘致企業に対応をお願いすることになると思います。

委員：ぜひ、よろしくお願いします。

委員：景観について、フォトモンタージュの予測結果の件については評価書で再考いただくということですが、周辺の景観を阻害することが限りなく少なくなるよう、建設する建物の色彩やデザインを検討することを評価書に記載し、誘致企業に実行してもらいたいと思います。

緑地帯については、聴取会での意見にもありましたが、原則として周辺部に緑地帯を確保し植栽帯を設ける措置が必ず実行されるよう、評価書に記載してほしいと思います。

事業者：景観について、現段階では建物の詳細等は出ていませんが、誘致企業につきましては景観計画等に基づいて色彩を設定する、若しくは、テクスチャーとかそういったところも設定するように盛り込むことも考えています。

住民意見にもありましたが、特に音羽地区の近くに住民の方がおりますので、現在鳥井戸川沿いに緑道のような歩専道（歩行者専用道路）を設け、そのさらに南側には緑地を設けるように計画しています。ただこの緑地についてはどうしても鳥井戸川の堤防への影響がありますので、高木等の植栽が非常に厳しいところではありますが、緑地を配置することを考えています。また、各誘致企業の用地に関してどのように緑地を担保させるかということについて、まだ先の造成計画の話になりますが、切土法面や盛土法面を設け緑地にせざるを得ない部分を作ることによって物理的に緑地にしかできない手段を検討しています。

委員：地下水の水位、水質、河川流量に加えて、河川水質への影響についても企業の立地に際するシミュレーションや、供用後のモニタリングが現況との比較、検討が十分行えるように情報提供することを評価書に明記していただきたいと思います。

事業者：承知いたしました。

委員：事業実施予定地周辺で確認されたコ克蘭の保全に関して、民間事業であるため事業実施区域以外への移植や保全を保証できないということはわかるのですが、事業予定地周辺の株も保全していく方向で考えていく必要があると思います。町と協議をして評価書において言及できる内容を検討するということですので、検討をよろしく願います。

委員：前回の小委員会での指摘に対する回答では、協定の中で担保していくという回答が多くありますが、協定の中身について環境影響評価の結果が反映されているかどうかのチェックはとても重要だと思うのですが、それはいつどのように行われるのでしょうか。

事業者：三重県環境基本条例第5条において、協定の締結をするように努めて、そのあと協定を締結した事業者が協定書の写しを添えて知事に報告しなければならないとなっておりますので、届出ですので事後にはなりますが、県にも確認いただくということになると思います。もちろん評価書を作って着工届を出して、事後調査等もしていく中で、計画の変更等につきましては随時報告をしていきますので、まず事務局に報告してその中で委員会の意見を伺う場合もあると思います。

委員：誘致企業が来て緑地帯を設けるという前提ですが、誘致企業がなかなか決まらず土地が放置された状態で、環境問題が発生したり、景観上よくない状態で据え置かれるとい

った事態は起こりうるのでしょうか。

事業者：土地区画整理事業の性質上、土地を売らなければ事業が成立しないということで、土地を売るということは進出企業が決まるという前提です。進出企業があつて、土地を買ってもらうことで事業資金ができます。計画では短期間で事業を終わらせようとしていますが、本事業は、保留地取得者を決定した後に工事を開始いたしますので、例えば5年で終わりました、誘致企業が来るのは10年先ですということは想定していません。

委員：BODの放流河川における予測結果について、計算においては1日の排水量を150m<sup>3</sup>と設定していると思うのですが、その値は誘致する企業の数や規模などのデータベースのようなものがあつて、概ね1日当たりこのような値であろうということで算出されているのでしょうか。

事業者：排水量の設定は、参考となる工業地区の排水基準から、面積に対してどれだけの量が出るという値を使って、まず排水源の排水量を算出しています。つまり、排水量については各施設規模から計画した排水量です。

委員：誘致企業が何社かあつて、その1日の合計量ですよ。1社あたりとどのくらいの排水量か見積もって数を掛け合わせているのですか。

事業者：事例から、食品ですと大体このくらい、物流はそれほど量が多くないと思いますがこのくらいと見積もって、出しています。

委員：今までの蓄積されたデータから、面積等から考えると排水量の平均はこの程度になると見積もっているということですね。

委員：前回の小委員会での指摘に対する回答については理解できましたが、回答にあるように、現況調査時は高速道路の工事用車両が走っていて、今後それと同程度の工事用車両がまた発生することになっているのですが、そうすると、すでにこの地区は相当期間騒音や振動、交通の渋滞等のストレスがかかっていた。それに加えて、事業計画6年半の内どれだけの工事期間になるかわからないですが、さらにストレスがかかり続けるという状況になりますので、環境基準を満たすことは当然ですが、騒音に関してできる限り生活環境への負荷が起きないような工事計画や工事車両の運行を図っていただくとともに、できる限り最新の騒音状況を反映しながら事業の計画、実施を行っていただきたいと思います。

幹事（社会教育・文化財保護課）：前回の小委員会での指摘に対する回答で、大久保遺跡の範囲内における土地利用について、公園等の集約という方向性が示されましたが、その他での具体的な検討はなされているのでしょうか。現状で構わないので、教えてください。

事業者：まず公園の集約に伴い、どのように事業費が変わるのか、土地利用がどうなるのか、住宅がどのくらい減るのか等々も公園の位置を変えるだけで変化しますので、その見直しに今かかっております。埋蔵文化財は地区内に約 4ha くらいあるであろうと想定されておりますので、まず 1ha くらい公園として集約する、その上でどれくらい地権者の換地が減るのか算出して、それに対する事業費がどうなるのかというところを検討しております。どうしても 1 週間や 2 週間の作業では終わらない何カ月とかかるものですので、菰野町や県に相談に行くのは時期尚早だと考えています。

幹事（社会教育・文化財保護課）：そうすると、残り約 3ha については遺跡ないし文化財の保護の観点からすると、現状の計画のままでは大きな影響を及ぼす状況であるということになります。土地利用の変更及び造成における工法等の変更についても検討していただいているということによろしいでしょうか。

事業者：まずは、土地利用の形を確認することから始めていまして、その上で関係機関と相談させてもらって、最終的には地権者の同意を得られなければならないので、その同意を得るためにどうするのかということも含めて、今後町と協議しながら時間をかけて進めていかなければならないと考えています。

幹事（社会教育・文化財保護課）：評価書への記載事項ですが、図面等で示すことは無理にしても公園等の集約や工法等の変更といった具体的な方向性について、変更内容は最大限記載いただけるのでしょうか。

事業者：埋蔵文化財の保護の観点から、公園の集約については評価書に記載します。ただ、公園を集約するにも地権者の同意を得なければならないので、評価書の時点ではどうしても図等で公表することは間に合わないということですが、方向性については評価書で示させていただきます。

幹事（社会教育・文化財保護課）：その点を評価書においてできる限り具体的に記載してもらいたいと思います。また、記載する内容は町教育委員会の担当課との協議を経て、当課とも情報共有した上で記載するようにしてください。そのための協議をこれからも密に行ってもらいたいと思います。

加えて、準備書の 2-28 ページの工事工程計画の表ですが、この中で本体工事の施工前に埋蔵文化財の保護にかかる期間というものが必要になると思います。そのため、この工事工程計画に、埋蔵文化財の保護への対応期間を書いていただいて、対応に要する時間を確保していることを明確にさせていただきたいと思います。

事業者：評価書への記載内容については今後町の教育委員会と相談した上で、町から相談させていただくと形で進めていきたいと思います。工程表につきましては、埋蔵文化財の調査期間が抜けておりますので、試掘と本調査について追記いたします。